

令和4（2022）年度栃木県文化振興基金助成事業 2次募集 募集要項 （頑張る若手芸術家応援事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、栃木県文化振興基本計画（第2期）に基づき「とちぎの文化を担う人づくり」を図るため、本県ゆかりの若手芸術家による、文化芸術活動へ助成を行います。

2 助成対象事業

本県にゆかりのある若手芸術家個人が主催し、県内において自ら発表する文化芸術活動が対象となります。

※ 複数の参画者・共演者・助演者が含まれていても構いません。

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和4（2022）年9月1日を予定）から令和5（2023）年3月31日まで

※ 令和5（2023）年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(4)までの条件を全て満たす**個人**とします。

- (1) 本県在住、在勤又は本県出身（出生地である、又は通学歴がある）であること。
- (2) 令和4（2022）年4月1日において39歳以下であって、学生でないこと。
- (3) 申請する事業を主催し、同事業に要する経費を負担すること。
- (4) 「とちぎアーティストバンク」(※)に個人として登録していること（登録予定も可）。

(※) 県内のアーティストに関する情報を網羅したウェブサイト

（（公財）とちぎ未来づくり財団運営）〔登録無料〕

登録方法等については、「とちぎアーティストバンク」ホームページ

(<https://artistbank.sobun-tochigi.jp/>) を御確認ください。



5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- (1) 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
 - (2) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
 - (3) 団体等の内部活動である事業等
 - ① いわゆる教授所・教室や単独の流派が行う発表会や温習会等の事業
 - ② コンクール、コンテストのみを目的として行われる公演、展示等の事業
 - ③ チャリティを目的とする事業
 - ④ 出版、収集、資料作成のみを目的とする事業
 - ⑤ 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業
 - (4) 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業
 - (5) 新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止対策が講じられていない事業
- ※ 事業を開催する時点における国や県のイベント開催基準に応じた感染防止対策や業種別ガイドラインに沿った対策等を行う必要があります。

6 助成金の額

助成対象経費の2分の1以内、かつ助成対象経費から入場料等収入を除いた額以内で、限度額は20万円です。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、要望額全てを満たすとは限りません。

【助成対象経費】

事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。

- (1) 報償費（謝金）
外部の出演者・講師等への謝金
- (2) 賃金
臨時に雇用したアルバイト等への賃金
- (3) 旅費（交通費、宿泊費）
実費。宿泊費は原則、外部の出演者・講師等に限る。
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
消耗品費：事業の実施に必要となる看板製作、感染防止対策などに要する経費
印刷製本費：ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料）
通信運搬費：ちらしの発送、機材の運搬に要する経費等
- (6) 使用料及び賃借料
会場使用料、設備等使用料、著作権使用料、楽器等賃借料等
- (7) その他必要と認められるもの
上記(1)～(6)以外の経費は、附表2－3(収支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 採択された場合、事業完了後に実績報告書を提出していただく際に、**「領収書」の原本を確認できない経費及び支出の内訳が確認できない領収書の経費は、助成対象経費として計上できません**ので御注意願います。

【助成の対象外経費（主なもの）】

- ◆交付決定日前に着手又は支出した経費
- ◆令和5（2023）年4月1日以降に支出した経費
- ◆申請者以外の者が支出した経費 ◆申請者本人への報酬
- ◆旅費のうち実費を超える部分及び航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
- ◆出演者・参加者等への賞品・記念品、花束、手土産等
- ◆レセプションや懇親会等に要する費用
- ◆事業終了後の礼状作成、発送費用 ◆電話料金 ◆手数料（振込、代引き等）
- ◆チケット販売手数料（支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと。）
- ◆備品（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に残る物品（記録機器・楽器等））
- ◆練習のための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、リハーサル(原則1回)は除く。）
- ◆事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等

7 評価要素

【総合的評価】次の要素を総合的に考慮します。

(1) 具体性、実現可能性

事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。

(2) 公開性

広く一般に周知され、社会的に開かれた事業であること。

(3) 予算積算

予算の積算が適正であること。

(4) 貢献度

地域づくりや本県の魅力アップなどへの貢献する事業であること。

(5) 独創性

文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(6) 発信力

県外・国外への発信力・影響力のある事業であること。

(7) 発展性、継続性

実施事業を助成することにより、応募者の発展的・継続的な活動につながること。

(8) 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染拡大により、従来の方式による文化芸術活動が制約される中、新しい生活様式に対応した取組や活動を行う工夫がなされていること。

【例】・公演、イベント、展示等のオンライン配信、デジタル技術を活用した新たな取組

・オンラインを活用したリモートでの交流、ワークショップ、指導・練習

・ドライブインシアター、電話を活用した取組等、接触を避ける取組の工夫

・その他、発表、展示、日頃の活動等における感染拡大防止のための工夫 等

8 提出方法

(1) 応募締切

令和4(2022)年8月1日(月) <必着>

(2) 申請方法

持参又は郵送により、下記(3)の書類を提出してください。

※持参の場合の受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

①様式1 ②附表1-3(事業計画書) ③附表2-3(収支予算書)

(4) 申請書の提出先

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県県民生活部県民文化課

(5) 留意事項

① 応募は、1人につき1事業とします。

② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

9 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択(内定)又は不採択を決定します。

なお、全ての応募者に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した者の氏名(芸名)及び事業内容を県ホームページで公表します。

10 その他

- ・採択された場合、作成する印刷物（ポスター、チラシ等）には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。
- ・この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

11 問合せ先

栃木県県民生活部県民文化課文化振興担当

TEL:028-623-2153 FAX:028-623-2121 E-mail:bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp

【助成対象者の考え方について (Q&A)】

Q1 音楽（演劇）グループを組んでいます。グループでのコンサート（公演）の開催について、申請できますか？

A1 申請できます。代表者一名により申請してください。（同一事業に対して、複数人が申請することはできません。）

なお、代表者が「とちぎアーティストバンク」に個人として登録していることが必要なほか、実績報告の際には代表者個人宛の領収書等の提出が必要です。他のグループメンバー宛のものや、グループ名宛のものは経費として認められませんので御注意ください。

※書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成額が減額になる場合があります。

Q2 代表者は35歳ですが、グループのメンバーに41歳の者が含まれます。申請できますか？

A2 申請できます。同様に、栃木県にゆかりのない者がメンバーに含まれていても申請できます。